

くらしの法律救急箱



第54回 個人情報保護法の改正

小規模事業者にも個人情報保護法が適用されることに

個人情報保護法は、平成17年4月に施行されました。その後の社会環境の変化を踏まえて、平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、平成29年5月30日に全面施行されました。

これまで、「保有する個人情報の数が5000人分以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでしたが、今回の改正により、業種や規模を問わず、個人情報を事業の用に供している者が適用対象となります。つまり、これからは、中小企業・小規模事業者、自治会などの団体も法の定めるルールに沿って個人情報を取り扱うよう求められるため注意が必要です。

個人情報とは？

個人情報保護法に定める「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができます。）をいう。」とされています。

具体的には、氏名、生年月日、住所、電話番号、家族構成、生活記録、写真、映像などが個人情報となります。また、生年月日や性別のように、それだけでは特定の個人が識別されないものも、氏名などと組み合わせて使用する場合には特定の個人を識別することができます。

新たな定義「要配慮個人情報」

改正法では、本人の人種、信条、病歴など、本人に対する不当な差別や偏見が生じる可能性のある個人情報を「要配慮個人情報」と定義し、これらの取得については、原則として本人の事前同意が必要となりました。

ビッグデータ活用への対応（匿名加工情報）

移動や購入の履歴をはじめとする、膨大で多種多様なデータ（ビッグデータ）の管理が可能となり、そのデータを解析してビジネスに役立てたり、新たな仕組みを生み出そうとする試みがすでに始まっています。期待が高まる一方で、これまで法律の根拠規定がないために、我々一般人に漠然とした不安があつたのも事実です。

改正法は、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工したものを「匿名加工情報」と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規律を設けました。

できるため、全体として個人情報となります。

なお、顔・手のひらなど、認証に用いられる身体的特徴については、個人を識別できる情報でありながら、個人情報に含まれるのかどうかが明確ではありませんでしたが、改正法は、これらも個人情報に含むとして、個人情報の定義を明確化しました。

改正法による「名簿屋」対策

企業の管理する個人情報が流出し、それらが転々流通した事件を契機に、個人情報の保護が強化されたこととなりました。

個人データを受領した場合は、いつ誰から提供を受けたか、不適切な経緯をたどっていいかなどを確認し、一定期間その内容を保存しなければなりません。他方、個人データを提供した側も、受け取った人の氏名などを一定期間保存する義務があります。

なお、個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者が、不正な利益を図る目的でこれらを提供・盗用する行為を处罚する「個人情報データベース提供罪」が新たに設けられました。

で利用する必要があります。例えば、商品を配達するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。すでに取得した個人情報を他の目的で利用したい場合には、改めて本人の同意を得なければなりません。利用目的は、事業内容を踏まえてよく検討して定めましょう。

次の③～⑤は、個人情報を名簿化・データベース化（特定の個人を検索できるようにまとめたもの）した場合に適用されるルールです。

③ 個人データの保管にあたつてのルール

・ 情報の漏えい等が生じないように安全に管理します。例えば、紙の顧客台帳は鍵のかかる場所に保管する、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定するなど。

④ 個人データを第三者に渡す際のルール

・ 個人データを本人以外の第三者に渡すときは、原則として事前に本人から同意をもらう必要があります（法令に基づき提供が要請される場合など、例外もあります）。

なお、外部に業務を委託する場合は、本人の同意がなくても個人データを渡すことができますが、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う必要があります。適切な委託先を選定するとともに、データの管理体制などを委託契約において取り決めましょう。

⑤ 本人から個人データの開示を求められた際のルール

・ 本人から請求があれば、開示、訂正、利用停止等の対応を行う必要があります。

弁護士 小島幸保（こじま・さちほ）

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。



- ① 取得するときのルール
 - ・ どのような目的で個人情報を利用するのかを具体的に特定する必要があります。
- ② 利用するときのルール
 - ・ 特定した利用目的はホームページに載せたり、店頭に掲示したりして公表しましょう。あらかじめ公示していない場合には、本人に伝える必要があります。ただし、個人情報を取得する際に利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。
 - ・ 取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内